

重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性（案）

平成28年4月13日
教育課程部会
特別支援教育部会
(第7回) 資料4-3

- 学習指導要領及び学習指導要領解説において、
 - ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての**基本的な考え方**
 - ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の**留意点**

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
<p>準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを<u>十分考慮した指導計画を作成することが必要。</u> 	<p>【平成26・27年度 特別支援教育教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会（提出資料）/56都道府県市】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「解説」に示されている本規定を適用する際の留意点について、その基本的な考え方について、更に分かりやすく解説してはどうか。
<p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある児童生徒のための各教科代替の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、<u>系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要。</u> 	<p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述/27都道府県市</p> <p>(記述された課題例)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 替える根拠の判断 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2章「各教科」第1節には障害種別に「指導内容の精選等」が示されているが、その基本的な考え方について、更に具体的に整理し、解説してはどうか。
<p>自立活動を主とした教育の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、<u>全人的な発達を促すことをねらいとし、(中略)段階的、系統的な指導が展開する。</u> ・ 重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様(中略)心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要(中略)重要な意義を有する。 	<p>【準ずる教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容の精選の在り方 等 <p>【知的障害教育の各教科代替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級で前学年(部)の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 <p>【自立活動を主とした教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校(部)段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理し、解説してはどうか。 ・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理し、解説してはどうか。